

香芝市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第 5 号

香芝市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

香芝市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「。以下」を「。第 2 0 条において」に改め、同条第 1 0 項中「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 2 9 条」を削り、同項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号イ中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 2 7 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 3 1 条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 2 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 3 8 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 9 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 7 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 4 8 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条第 4 項の改正規定、同条第 1 0 項の改正規定（「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める部分を除く。）並びに第 1 2 条第 5 項、第 1 7 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項第 1 号イ、第 1 8 条、第 2 7 条第 2 項、第 3 1 条第 2 項、第 3 2 条第 3 項、第 3 8 条第 1 項及び第 2 項、

第 39 条第 3 項、第 47 条並びに第 48 条の改正規定 公布の日

(2) 第 2 条第 10 項の改正規定（「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める部分に限る。）、第 12 条第 5 項の表の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(3) 第 53 条から第 55 条までの改正規定 令和 7 年 6 月 1 日
(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。